

第4章

金利の自由化とバブル期の郵政事業 ポストバブル

1991年
▽
2000年

第4章

金利の自由化とバブル・ ポストバブル期の郵政事業

1991年
▽
2000年

一九九〇年代は、我が国の経済のバブルの崩壊とそれに続く長期の低迷で「失われた一〇年」と言われた時期にほぼ重なる。一九九五（平成七）年一月、阪神・淡路大震災が発生し、一九九七年四月、消費税の税率が5%に引き上げられた。一九九九年七月までには二〇〇一年一月に中央省庁等改革が行われることが確定したが、これについては第5章で述べる。

これらのほか、この時期の社会経済環境で郵政事業に影響したのは、金融の自由化そのうちでも特に預貯金金利の自由化の進展、市場金利の低下、高齢化の進展、インターネットの普及その他ICTの発達等であった。

各事業の主な課題は、郵便事業については、好況期に物数増による収益の伸びよりも費用の伸びが大きくなったこと、また、効率化のための機械化を配達作業分野でも推進することであった。

為替貯金事業については、預貯金金利の自由化の進展や市場金利の低下への対応のほか、二〇〇〇年の「集中満期」に当たっての定額郵便貯金の再吸収であった。

保険年金事業については、市場金利の低下への対応のほか、一つの商品で青壮年期には高い死亡保障、老年期には生存保障と死亡保障が提供される「生涯保障保険」が望まれたことであった。

以上のほか、郵便局ネットワークについて、三事業のサービスの提供のみならず、その一層の活用を図って豊かな地域社会づくりに努めていくことが課題となってきた。

第一節 郵便事業

一 料金の改定等

〔料金の改定〕

郵便料金のうち小包の料金については、一九八〇（昭和五五）年一〇月の改定以降は、一九八三年十一月に体系を見直して実質的に値下げし、新たに導入された消費税を転嫁するた
めの一九八九（平成元）年四月のものを除き改定はしていなかった。しかし、物数増による
収益の伸びよりも費用の伸びが大きくなったため、小包の損益の赤字は一九九〇年度二七億
円、一九九一年度七九億円と増加していた。また、民間宅配事業者は労働需給の逼迫等を理
由に一九九〇年十二月以降順次値上げをしていた。これらを踏まえ、一九九二年十一月、小
包の料金を改定した。

郵便事業全体の損益も、一九九〇年度までの一〇年間の黒字から景気の後退等の影響も受けて一九九一年度、一九九
二年度と赤字となり、同年度末の累積欠損は一七〇億円となっていた。さらに、一九九三年度の損益計算の見込みで郵
便法の特例として省令で第一種、第二種郵便物の料金を定められる基準である年度の収益の見込みの五%を超える累積
欠損が生じることが確実となったため、一九九三年九月、郵政審議会に郵便料金の見直しを含め郵便事業財政を改善す
る方策について諮問した。

審議会は、十一月、料金を改定することはやむを得ず、第一種の定形二五gまでは八〇円、第二種の通常葉書は五〇
円とし、時期は年賀の取扱期間終了後速やかに行うこと等の旨の答申をした。

この答申を受け、料金の改定の全体の具体的な案の審議会への諮問、答申等を経た上で、一九九四年一月、通常郵便

（1994年1月13日発行）



〔五〇円普通切手〕

（1994年1月13日発行）



〔八〇円普通切手〕

物の料金を改定した。なお、第三種については、心身障がい者団体が発行するものの改定はせず、それ以外のものも四月との二段階で改定した。

【消費税率引上げの非転嫁・定形外郵便物の料金の一部値下げ】

一九九七（平成九）年四月に消費税の税率が五％に引き上げられることとなったため、郵便料金の引上げ分を転嫁することを検討した。しかしながら、一九九四年一月の通常郵便料金の改定以降二年は黒字で累積利益があった上に一九九六年度も損益計算の見込みは黒字となっていたこと、一九九八年二月に予定する新郵便番号制の導入で効率化が図られる見込みであったこと等から、転嫁はせず、料金は据え置くこととした。

定形外郵便物については、据置きに加えて、一九九七年十二月、重量段階の細分化とともに料金を一部値下げした。

二 業務運行の確保

【新郵便番号制の導入】

郵便事業は、人件費的経費が費用の八割近くを占め、人件費の増加で財政の悪化を招きやすい体質を有しているため、不断の効率化が求められた。一九九四（平成六）年一月にした通常郵便料金の改定をやむを得ないとした郵政審議会の一九九三年十一月の答申でも、今後も更なる効率化、とりわけあまり機械化が進んでいなかった配達作業分野の機械化等の推進が必要である旨の提言を受けていた。

この提言を踏まえて検討をし、配達作業分野の機械化については、桁数を七に増やした町、字の区域までを表す新郵便番号を導入するとともに、この新郵便番号と宛名の丁目、番、号、番地等の数字を合わせて宛名の住所全体をバーコードに変換して郵便物に印刷し、機械処理の範囲を道順組立てまで拡大すべき、との結論に至った。

新郵便番号制の導入に向けては、審議会に意見を求める諮問、答申を経た上で、一九九五年十二月以降、一九九八年二月二日から導入すること、新郵便番号は七桁となること等の周知、新郵便番号制に対応した新型区分機等の実用実験

等をした。新郵便番号と機械処理が可能な所定のバーコードを印刷した郵便物を同時に一〇〇〇通以上差し出す場合は料金を減額する制度の創設もした。

一九九八年二月二日、予定どおり新郵便番号制を導入した。導入二年後の二〇〇〇年二月の調査で新郵便番号の記載率は九五・九%であった。また、新郵便番号制による機械処理で同年三月末までに約四八〇〇人の要員を削減した。

【その他の機械化、郵便日数表等】

その他の郵便の局内作業の機械化については、大型薄物自動読取区分機を一九九一（平成三）年三月から新東京郵便局等に試行配備した。また、一〇月、書留情報システムの運用を開始した。

集中処理局については、近畿圏を始め西日本の郵便ネットワークの拠点局として、一九九四年八月、新大阪郵便局と大阪小包郵便局を置いた。

そのほか、一九九六年十一月、国際郵便日数表を新たに公表した。全ての集配郵便局相互間のデータを基に作成した内国の新郵便日数表も一九九九年六月に公表した。なお、郵便日数表で示していた郵便物の送達日数については、一九九八年度からその達成割合を調査し、公表することとした。

三 サービスの改善等

定形外郵便物の料金の一部値下げ、新郵便番号制の導入に伴うもの等のほか、一九九〇年代にも、郵便事業では非常に多くのサービスの改善等をした。

【インターネット等を活用したサービス】

一九九〇年代にはインターネットが急速に普及したが、インターネットその他ICT関係のサービスとして、コンピュータ郵便の改善、ハイブリッドめーる、インターネットでの情



【新大阪郵便局・大阪小包郵便局】

報提供等について述べる。

コンピュータ郵便の改善については、一九九三（平成五）年四月に通信文の用紙として国が歳入金を徴収するときに使用する納入告知書用紙の大きさのものを使用できることとする、一九九六年一月にパソコン通信を利用して差し出すこともできることとする等のことをした。

ハイブリッドめるは、主として引受郵便局周辺の大口のお客さまによる利用となっていたコンピュータ郵便を全国の比較的差出し通数が少ない企業や個人のお客さまも簡便に利用できるよう、データの提示方法としてインターネットを活用し、料金の納付方法をクレジットカードとしたものである。二〇〇〇年二月に取扱いを開始した。

インターネットでの情報提供等については、一九九六年八月、郵政省ホームページの全面改訂に当たり、インターネットで住所を入力することで郵便番号を知ることができる郵便番号検索システムを導入した。一〇月には、郵政省ホームページとは別に、サービス、料金等の情報を提供する「ゆうびんホームページ」を開設した。このゆうびんホームページでは、一九九七年四月、書留、小包、国際エクスプレスメール（EMS）^{十一}等のお届け情報を提供するサービスを開始した。EMSについてのサービスはUSPS（米国郵便庁）がしていたが、それ以外も含めてのものは世界初であった。そのほか、六月に新郵便番号の検索とデータのダウンロードができるサービスを開始し、二〇〇〇年七月には手紙作成サービス「レターナビ」を開始した。

「スピードをセールスポイントとするサービス・配達記録」

スピードをセールスポイントとするサービスについては、一九九五（平成七）年二月に「翌朝郵便」（通称「翌朝一〇時郵便」、愛称「モーニング10（テン）」）を開設し、一九九七年八月にこれらを全体として見直した。

翌朝郵便は、夕刻等の一定の時間に集荷便等に差し出した大きさ等の条件を満たす定形又は定形外郵便物を翌日の午前一〇時までに必着で配達するものである。取扱地域は段階的に拡大し、一九九九年四月に全国各地域間で運送上可能な全地域とした。

スピードをセールスポイントとするサービスの全体としての見直しについては、これらのサービスに取扱地域を限定していたりスピード、取扱方法等が類似している等お客さまのニーズに応えられていないところがあることが明らかとなってきたため、することとした。この結果、超特急郵便と特急郵便を廃止して「新超特急郵便」と「新特急郵便」を創設し、サービス内容が類似するビジネス郵便と翌朝郵便のうちビジネス郵便を廃止した。

新超特急郵便は、東京都特別区等の大都市内等発着の郵便物について電話で申込みを受けてから二～三時間で配達するもので、申込みから配達までの所要時間を明確にした。

新特急郵便は、おおむね正午までに引き受けた東京都特別区等の大都市内発着の郵便物を当日の午後五時までに配達する等のものとした。

インターネット等を活用するものやスピードをセールスポイントとするものの以外の特取取扱関係では、クレジットカードを送付する場合のような配達されたことが記録されればよく、補償は必要ない、料金が安い方がよい、というニーズに应运えて郵便の利用の拡大を図るため、一九九五年十一月、引受けと配達のみを記録し、亡失等の場合でも損害賠償はしないが、簡易書留（当時の特殊取扱料三五〇円）より料金が安い「配達記録郵便」を創設した。

「小包関係のサービスの改善」

小包関係でしたサービスの改善の主なもの、保冷郵便（愛称「チルドゆうパック」）と冊子小包郵便物の創設である。

チルドゆうパックは、引受けから配達まで一貫した冷蔵温度帯（おおむね〇～五℃）で保冷するものである。郵便局でも保冷サービスを実施してほしいとの要望に応えて一九九六（平成八）年八月に創設した。十一月には実施地域を全国に拡大した。

このチルドゆうパックに関連して、一九九八年六月、全国的に膨大な設備投資をせずに全国どの地域宛てのものでも保冷扱いの荷物を引き受けられないかと考えた西濃運輸と郵便局のオープンネットワーク化の検討をしていた郵政省が

業務提携をすることで合意し、西濃運輸が保冷荷物を同社名で小包として差し出し、郵便局のネットワークを活用して全国に届ける取扱いを開始した。同様の取扱いはトナミ運輸等との提携の下でも広げていった。

冊子小包郵便物は、書籍小包（書籍小包郵便物）とカタログ小包（カタログ小包郵便物）の対象外としていたパンフレット等も含む全ての冊子とされた印刷物を対象として低廉な料金で送達をするものである。小包がより利用されるよう一九九八年九月に創設した。これに伴い、書籍小包とカタログ小包は廃止した。

〔国際郵便関係のサービスの改善〕

国際郵便関係でしたサービスの改善の主なもの、国際エクスプレスメールの改善等、国際電子郵便の改善、SAL扱いの国際郵便の改善、国際郵便料金受取人払の創設である。

国際エクスプレスメールについては、取扱対象国・地域は一九九八（平成一〇）年までに一一七か国・地域に拡大し、料金の一部の改定又は値下げ等もした。二〇〇〇年三月には「国際エクスプレスメール（EMS）配達時間保証（タイムサーテン）サービス」を開始した。指定した郵便局に所定の時刻までに差し出す等の条件を満たせば取扱対象国・地域ごとに定める時刻までに配達した上で配達結果をお知らせするものである。

国際電子郵便については、取扱対象国・地域は一九九三年までに四五か国・地域に拡大し、緊急円高・経済対策の一環としての料金の値下げもした。

航空便より安く、船便より早く送られるSAL扱いの国際郵便については、軽量のものにもこれらを利用しやすいように重量段階に新たな段階を設けて従来より安い料金を設定する等した。

国際郵便料金受取人払は、名称のとおり国内郵便の料金受取人払と同様のサービスである。一九九二年一〇月に創設し、その後、書状の料金等を値下げした。取扱対象国・地域は逐次拡大し、一九九七年一月には全ての国・地域との間で利用できることとした。

〔切手類関係の改善等〕

切手類関係でしたサービスの改善等の主なものは、葉書等への再生紙の活用、切手等の海外販売、青い鳥郵便葉書の改善、インクジェット紙の葉書の発行である。

葉書等への再生紙の活用は、森林資源の保全と再生紙利用の普及を目的としてすることとし、一九九二（平成四）年九月、その初めてのものとして地球環境保全のための寄附金付広告付葉書（愛称「グリーンエコー」）を発行した。再生紙の活用は他の葉書等にも拡大した。なお、グリーンエコーについては、一九九六年に発行したものからは非木材紙（ケナフパルプ、バガスパルプ）を活用したものとした。

切手等の海外販売については、海外の郵政庁に倣い、我が国の切手等に対する海外の需要に応え、それらの販売を通じて国際交流に貢献するとともに、収入の増加を図ることを目的として、一九九三年一〇月、委託による海外での切手等の販売の制度を創設し、販売を開始した。実施国・地域は一九九六年二月までに一一か国・地域とした。

青い鳥郵便葉書の改善については、一般の葉書については一九九〇年十一月から入れていた目の不自由な者が点字ワープロを使用する場合等に葉書の下下・表裏が分かるようにするくぼみを、一部の青い鳥郵便葉書についても一九九一年四月に発行したものから入れた。一九九八年四月に発行したものからは全ての青い鳥郵便葉書に入れた。また、青い鳥郵便葉書は、二〇〇〇年四月に発行したものから重度の知的障がいがある者にも無償で配付することとした。なお、青い鳥郵便葉書の施策については、二〇〇二年からは特別な料額印面のデザインの葉書を発行することはやめ、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に一般の葉書のくぼみ入りのもの二〇枚を入れて配付することとした。

インクジェット紙の葉書については、一九九八年十一月に発行した一九九九年用の年賀葉書から、当時普及してきていた家庭用プリンタに多いインクジェットプリンタでの印刷に適した「インクジェット紙」のものを発行した。一九九九年一月にはインクジェット紙の一般の葉書も発行し、四月からは全国の郵便局で販売した。

「ワンストップ行政サービス・ひまわりサービス」

いわゆるワンストップ行政サービスについては、郵政省は、郵便局ネットワークについて、郵政三事業のサービスの

提供のみならず、その一層の活用を図って豊かな地域社会づくりに努めていかなければならない、との考え方を一九八九（平成元）年頃から示した。当時、地域住民等からも住民票、パスポート等の交付等による郵便局の窓口サービスの多様化について様々な要望、提言が寄せられていた。

このようなことから、一九九〇年度の予算要求で「住民票・パスポート等の交付等窓口サービスの多様化」を初めて打ち出し、調査研究のための経費が認められた。そして、一九九〇年六月、「郵便局の窓口サービスの在り方に関する調査研究会」を開催し、調査研究会は、一〇月に提出した報告書で住民票の写し、戸籍謄抄本、パスポート、鉄道乗車券等の郵便局での取扱いが早期に実現されることを期待する等とした。

住民票の写しについては、一九九二年二月、地方公共団体が置いた専用ファクシミリを使って申請書を送信すると後日郵送される取扱いを一部の郵便局で開始した。一九九六年四月には登記所が統合された地域内の郵便局に登記所が置いた専用ファクシミリを使って申請書を送信すると後日登記簿謄抄本が郵送される取扱いを開始した。また、郵便局に置いた情報端末（地方公共団体が置いたものではないもの）から地方公共団体の行政サービスの申込み等をする実証実験等も一九九七年度以降にした。

ひまわりサービスは、過疎地域で高齢者が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、郵便局、地方公共団体、社会福祉協議会等が協力して生活サポートシステムを構築し、在宅福祉サービスを支援するものである。智頭^{ちず}郵便局（鳥取県八頭郡）が一九九五年四月からしていた高齢者を対象とした声掛け、買いもの代行サービスをモデルに、一九九七年八月に開始した。実施地域は逐次拡大し、一九九九年度末には一九一市町村で実施した。

第二節 為替貯金事業

一 金利の自由化

「自由化の流れ」

我が国の戦後の金融制度は、金利、業務分野（長・短金融の分離、銀行・証券の分離等）、国際資本移動の大別して三種類の規制で特徴づけられるものであったが、一九七〇年代以降、これらは必ずしも円滑に機能しなくなり、徐々に自由化が進んだ。

金融の自由化のうち、郵政事業に関係するのは専ら預貯金金利の自由化であるが、これについては、大量に発行されて市中売却が認められた国債の現先市場での流通、期近物国債の出現、大口顧客向けの一口五億円以上のＣＤ（譲渡性預金）の認可、外貨預金の完全自由化、といった流れで、臨時金利調整法の適用対象外の部分から始まった。その上で、大口預金から、最低預入金額の引下げ、ＭＭＣ（市場金利に連動して金利が決まる大口預金）の導入等漸進的に自由化され、一九八九（平成元）年一〇月の大口定期預金の最低預入金額の一〇〇万円への引下げをもって大口預金の金利の自由化は完了した。

この後、金利の自由化は、小口預金へ、市場金利連動型預金から自由金利商品へ、と進められることとなる。

「小口ＭＭＣ」

この間、郵政省も、「郵便貯金に関する調査研究会」の提言や郵政審議会の「今後為替貯金事業がその使命を達成するための対応について」の諮問に対する答申の提言を受け、小口預貯金金利の自由化の早期実施に向け、完全自由化までの過渡期の商品としての「市場金利連動型預貯金」の一九八七（昭和六二）年四月の創設を目指して大蔵省と協議した。

同月の創設は実現しなかったが、一九八八年四月の少額貯蓄非課税制度（マル優）の高齢者等に対する制度への改定後の規制金利預金の不振を受けて銀行が小口ＭＭＣの創設に積極性を示す等の状況の中、十二月に大蔵省との間で定期預貯金による小口ＭＭＣ（預入金額三〇〇万円以上）の創設について合意が成立した。そして、一九八九（平成元）年六月、官民共通商品として小口ＭＭＣを六か月物と一年物から創設した。

この定期性貯金金利の完全自由化までの過渡期の商品である小口M M Cについては、一般の金融機関の動向と歩調を合わせ、また、定期性貯金金利の自由化の進展に伴い、段階的に最低預入金額の引下げ、撤廃等の制度改正をした。その上で、定期郵便貯金の金利の完全自由化に伴い、一九九三年六月、制度そのものを廃止した。

〔定期性貯金金利の自由化〕

定期性郵便貯金の金利の完全自由化に向けては、まず、一九九〇（平成二）年十二月、大蔵省との間で、市場金利全般の動向に配慮しつつ一般の金融機関の平均的な金利水準を勘案して郵政大臣が定める等の金利決定ルールと、預入金額三〇〇万円以上で自由金利の定期郵便貯金を一九九一年秋に創設すること（一般の金融機関は自由金利の定期預金の最低預入金額の三〇〇万円への引下げ）で合意した。実施は十一月に官民同時にした。

続いて翌一九九二年六月、小口M M Cの最低預入金額を撤廃し、規制金利の定期郵便貯金を廃止した。

定額郵便貯金については、小口M M Cの創設の際は大蔵省と協議が調わず、金利の市場金利連動化は見送っていたが、定額郵便貯金の金利のみをいつまでも規制下にとどめておくのは不自然であり、お客さまの利益の確保等からも早急に自由化すべき、との観点から、金利の自由化の早期実現に向け大蔵省と一九九一年度から協議した。協議は難航したが、一九九二年十二月、定期預貯金の金利の完全自由化とともに定額郵便貯金の金利の自由化を一九九三年六月を目途に実施するとの合意に至った。定額郵便貯金の金利については、市場金利の動向に配慮しつつ一〇年利付国債表面利率の水準と定期預金その他の一般の金融機関の商品全般の金利水準を勘案して定めることとした。

そして、一九九三年六月、自由金利の定期郵便貯金の最低預入金額を撤廃するとともに小口M M Cを廃止して定期郵便貯金の金利の自由化を完了し、併せて定額郵便貯金の金利を自由化した。

なお、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金の金利については一九九二年六月に市場金利連動化し、一九九四年一〇月に完全自由化した。

〔流動性貯金金利の自由化〕

金利の自由化は、大口から小口へ、市場金利連動型預金から自由金利商品へ、のほか、定期性預貯金から流動性預貯金へ、との流れで進められた。

流動性貯金である通常郵便貯金については、郵便貯金に関する調査研究会金利自由化に関する専門委員会報告の定期性預貯金金利の自由化と併せて早期に金利の自由化を実施する必要性がある等とする提言を受けて大蔵省と協議した結果、一九九二（平成四）年六月、流動性預貯金の金利の自由化の過渡的商品として「貯蓄預貯金」（郵便局は「通常貯蓄貯金」）の四〇万円型と二〇万円型を官民同時に創設した。

通常貯蓄貯金については、金利は一般の金融機関の定期預金の平均金利に一定の率を掛けたものを最高限度として定め、残高が最低残高（型により四〇万円又は二〇万円）以上であれば通常郵便貯金より高い金利とした。通常貯蓄貯金の中でも四〇万円型の金利は二〇万円型より高くしたが、一方、四〇万円型は月に五回を超える払戻しは手数料の支払を要する等のものとした。最低残高については、一九九三年一〇月、官民ともに四〇万円型は三〇万円、二〇万円型は一〇万円に引き下げた。

流動性預貯金の金利の完全自由化については、貯蓄預貯金の最低残高の引下げ等をするのと並行して大蔵省と協議した。この協議も難航したが、一九九四年四月に至り、普通預金金利＋金利差（当面一％程度）を原則とする等の通常郵便貯金の金利設定ルールについて合意し、一〇月を目的に一般の金融機関の流動性預金の金利の自由化とともに通常郵便貯金の金利の自由化をすることとした。

そして、一〇月十七日、通常郵便貯金の金利の自由化をし、一般の金融機関の流動性預金の金利の自由化もされて、同日をもって我が国の預貯金金利の自由化が完了した。

二 サービスの改善等

郵便貯金の金利の自由化に関するもののほか、一九九〇年代も、為替貯金事業でも非常に多くのサービスの改善等をした。

【国際ボランティア貯金】

国際ボランティア貯金は、通常郵便貯金のお客さまが利子の全部又は一部を民間の海外援助事業を行う団体に寄附することを郵政大臣に委託できるものである。国際的なボランティア活動への参加や協力をする者の増加、郵便貯金に関する調査研究会の報告の一般の個人が手軽に国際貢献に参加するための仕掛けについての提言等を背景として、一九九一（平成三）年一月に創設した。

寄附の対象の海外援助事業については、開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための「一般援助事業」と、天災その他非常の災害が生じた場合にその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための「緊急援助事業」の区分を設けた。一般援助事業を行う団体に対する寄附金の配分は毎年度一定の時期に公募した上で決定した。緊急援助事業を行う団体に対する寄附金の配分は需要に応じて四回した。

利子からの寄附の委託の割合は、当初は二〇％としていたが、一九九七年四月、希望により二〇～一〇〇％の範囲内で一〇％単位で設定できることとした。

【郵便貯金の総額制限額の一〇〇〇万円への引上げ】

郵便貯金の総額制限額は、一九九〇（平成二）年一月に七〇〇万円に引き上げたところであったが、日銀の貯蓄広報中央委員会の貯蓄に関する世論調査に基づくと国民一人当たりの平均貯蓄目標額が一九九二年度で一〇〇〇万円程度となると考えられたこと等から、一九九一年十一月、これを一〇〇〇万円に引き上げた。なお、この一〇〇〇万円の総額



制限額は、二〇一六年四月に一三〇〇万円に引き上げられるまで二五年間維持された。

「ATM提携サービス等」

ATM提携サービスは、ワンストップ行政サービスのような郵便局ネットワークの活用を為替貯金のネットワークの開放としても進めたものである。郵便振替口座を通じて一般の金融機関のネットワークと個別機関ごとに接続し、一般の金融機関のキャッシュカードで郵便局のATM、CDでの普通預金の引出し等を、逆に郵便貯金のキャッシュカードで一般の金融機関のATM、CDでの通常郵便貯金の払戻し等をできるようにするもので、以前から要望もあり、一九九四（平成六）年度の予算要求から求めた。普通預金が通常郵便貯金にシフトすることを一般の金融機関が懸念して賛同せず、このサービスのための接続はなかなか認められなかったが、都市銀行と地方銀行の提携でも懸念された都市銀行への資金のシフトは起こらなかったことから、一九九七年度の予算で接続の実験経費が措置され、一九九八年度の予算では本実施の経費が措置された。これらの上で、一九九九年一月、一一五の金融機関との間でサービスを開始した。ネットワークの開放としては、そのほか、二〇〇〇年六月、VISA等の国際カードブランドとメンバーシップ契約を締結している国内の仲介金融機関（クレジットカード会社）から海外で発行されたそれらのブランドのクレジットカード等の利用者に対する現金支払事務を受託することで、郵便貯金のATMでそれらのカードで現金を引き出すことができるサービスを開始した。

「その他の郵便貯金関係のサービスの改善」

国際ボランティア貯金の創設、総額制限額の一〇〇〇万円への引上げ等のほか、郵便貯金関係でしたサービスの改善の主なものは、ゆうゆうローンの改善、公務員の給与振込の取扱い、高齢者等に対する利子非課税制度（高齢者等マル優）と財形貯金の限度額の引上げ、介護定期郵便貯金（介護貯金）の創設である。

ゆうゆうローンの改善については、一九九二（平成四）年六月に貸付限度額（預金者一人についての総額）を三〇〇万円に引き上げ、一九九五年四月に更新の制度を創設する等した。

公務員の給与振込の取扱いは、郵便貯金はこれができなかったが、郵便貯金の家計のメイン口座化の推進のため、まず国家公務員について、大蔵省のほか、国家公務員の給与を取り扱う日銀と協議をし、一九九三年五月の給与から、郵便振替口座を通じて取り扱えることとなった。個別に折衝して先行して取り扱えている地方公共団体はあった地方公務員についても、一九九八年から全国的に取り扱えることとなった。

一九八八（昭和六三）年四月に郵便貯金非課税制度と少額貯蓄非課税制度（マル優）から改定された高齢者等マル優の非課税限度額については、高齢者等を中心とする要望、郵政審議会や衆参両院通信委員会の要望等を背景に、一九九三年度の税制改正で七〇〇万円に引き上げることを求めた。相当程度の引上げの実現が期待できそうな状況の中、一九九二年十二月に就任した郵政大臣小泉純一郎の反対の表明で事態は混乱したが、郵便貯金、一般の金融機関の預金、少額公債についてそれぞれ一九九四年一月に引き上げて三五〇万円とすることで決着した。また、財形住宅又は財形年金を含む財形貯蓄の預入限度額も五〇万円引き上げて五五〇万円とし、これに伴い、財形年金貯蓄の預入限度額は三五万円引き上げて三八五万円とすることとされた。

介護貯金は、要介護者が預入する定期郵便貯金の金利を優遇するものである。急速な高齢化の進展で寝たきり等の要介護者を抱えた世帯の経済的、精神的負担が大きく、それらの世帯に対する支援が重要な政策課題となっていたため、郵便貯金としても自助努力を支援するための選択肢を提供することとして一九九六年九月に創設した。同時に、要介護者が定期郵便貯金（介護貯金に限らない。）を担保に受けるゆうゆうローンの金利を軽減し、介護相談サービスも行った。

〔送金関係のサービスの改善等〕

送金関係でしたサービスの改善の主なものは、災害ボランティア口座の創設とデビットカードサービスの開始である。災害ボランティア口座は、天災その他非常の災害が発生した場合に郵便振替口座の預り金を被災者の救援活動を行うボランティア団体に寄附することを郵政大臣に委託できるものである。阪神・淡路大震災が発生して被災者の救援活動

を行う団体に寄附をしたいという多くの者が郵便局を訪れたこと等から、一九九六（平成八）年九月に創設した。

デビットカードサービスは、キャッシュカードと暗証番号で、商品を購入する等した代金をオンラインでお客さまの口座からデパート等の口座に振り替えることでキャッシュレスで買えるものである。為替貯金の制度上の位置付けとしては電信振替であり、一九九九年一月に開始した。

「外国通貨の両替・旅行小切手の売買、宝くじの販売・当せん金の支払」

郵便貯金関係と送金関係以外でしたサービスの改善の主なものは、外国通貨の両替、旅行小切手の受託販売と買取、当せん金付証票（宝くじ）の販売と当せん金の支払である。

外国通貨の両替等については、国際化の進展に伴い海外に渡航する日本人や海外から来日する外国人が増加し、これらに対するニーズが高まっていることに対応して郵便局でこれらを行うこととした。一九九一（平成三）年一〇月、米ドル等六外国通貨の両替、これら六通貨建てと日本円建ての旅行小切手の受託販売と買取を開始した。両替をする通貨等にはその後スイスフラン等を追加し、取扱郵便局も逐次拡大した。

宝くじの販売等については、宝くじの売り場がない市町村が全国に多数存在していたため、議員立法で一九九九年四月にそのような市町村の郵便局でこれらを行うこととされた。実際の取扱いの開始は、宝くじの販売は十一月、当せん金の支払は二〇〇〇年一月であった。

三 簡易保険の積立金・金融自由化対策資金の運用範囲の拡大

簡易保険（と旧郵便年金）の積立金と郵便貯金の金融自由化対策資金については、これらを一層有利に運用し、また、金融経済情勢の変化に機動的かつ的確に対応できるよう、運用範囲を拡大してきた。一九九〇（平成二）年までの段階で両積立金、資金の運用範囲はおおむね同じものとなっており、その後の拡大も多くは同時にできた。一九八〇年代までは運用範囲の拡大については個別にやや詳しく述べてきたが、ここでは、両積立金、資金をまとめて、一九九〇

年代に実現した運用範囲の拡大について概略的に述べる。

簡易保険の積立金、郵便貯金の金融自由化対策資金ともに実現したのは、運用できる一般の社債の範囲の拡大（一九九一年四月、一九九二年四月、一九九九年五月）、運用できる外国債の範囲の拡大（一九九三年四月）、運用範囲のコマーシャル・ペーパーへの拡大（同年六月）、運用範囲の債券の先物・債券オプションへの拡大と外国債の取得制限の一部の撤廃（一九九四年六月）、運用範囲の先物外国為替への拡大と運用としての債券の貸付けの対象債券の範囲の拡大（一九九五年五月）、運用範囲の信託を通じた債券の貸付けへの拡大（簡易保険の積立金が先行して一九九七年六月、郵便貯金の金融自由化対策資金は一九九八年五月）、先物外国為替に運用する場合の証券会社への委託の義務付けの撤廃（同月）、運用範囲の特定社債であって一定のもの・通貨オプションであって一定のものへの拡大（一九九九年五月）である。

簡易保険の積立金について実現したのは、簡保事業団を通じた指定単への運用を簡保事業団への貸付けの方式に代えて同事業団への運用寄託の方式によること（一九九四年六月）、運用できる一般の社債の範囲と運用としての債券の貸付けの対象債券の範囲の拡大（二〇〇〇年十二月）である。

第三節 簡易保険事業

一 郵便年金制度の簡易保険制度への統合

〔制度の統合〕

一九八九（平成元）年六月、「簡易保険・郵便年金に関する調査研究会」が、中間報告で、人生八〇年時代を迎え、生涯生活設計を意識した保障の充実を図るため、一つの商品で青壮年期には高い死亡保障を、老年期には生存保障と死亡保障を提供できる商品の開発が望まれる、と「生涯保障保険」の開発の必要性を提言した。

生涯保障保険を開発し、実現することを検討したところ、簡易保険制度と郵便年金制度を統合する必要があるとの結論に達し、一九九一年四月、両制度を統合した。郵便年金法は廃止し、同法と同様の規定と生涯保障保険に関する規定を簡易生命保険法を改正して設けて生涯保障保険を創設した。簡易生命保険約款も構成を全面的に見直し、保険種類等ごとに新しい約款を定めた。

〔生涯保障保険の商品の創設〕

簡易保険制度と郵便年金制度を統合したことにより、従来の終身年金、定期年金、夫婦年金については同様の内容の終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険を簡易生命保険法に基づいて提供することとなった。

生涯保障保険については、終身保険と終身年金保険、終身保険と定期年金保険、家族保険と夫婦年金保険をそれぞれ一体として提供することができることとなったが、販売は準備が整ったものからすることとした。

生涯保障保険の第一弾としたのは、終身年金保険付終身保険（トータルプランしあわせ）である。被保険者が死亡したことで保険金を支払うほか、その者が一定の年齢になった日から死亡するまで年金を支払うもので、一九九一（平成三）年四月、生涯保障保険の制度の実現と同時に創設した。

第二弾は、夫婦年金保険付夫婦保険（トータルプランふうふ）である。夫婦を被保険者（一方が主たる被保険者）とし、夫婦の生涯にわたり死亡保障を提供するほか、主たる被保険者が一定の年齢になった後は夫婦のどちらかが生存している限り年金を支払うもので、一九九一年一〇月に創設した。

二 サービスの改善等

生涯保障保険の創設のほか、一九九〇年代にも、簡易保険事業でも非常に多くのサービスの改善等をした。簡易保険総合機械化システムについては、第二次オンライン・システムのセンターシステムの更改等をし、一九九三（平成五）年一月、東西相互バックアップ機能等の採用等をした第三次オンライン・システムとして、東日本センターと西日本セ

ンターで同時にサービスを開始した。

「保険の新商品の創設」

一で述べたもののほか、簡易保険の新商品としては、一九九二（平成四）年一〇月に職域保険を創設して集団定期保険を廃止し、一九九四年一月に育英年金付学資保険、一九九五年四月に介護割増年金付終身年金保険（シルバー年金あんしん）、一九九七年一月に特別夫婦年金保険、二〇〇〇年四月に特定養老保険（二病壮健プラン）を創設した。

職域保険は、集団定期保険よりも加入対象を拡大して官公署等の事業所のほか同業団体等の従業員も含め、保険期間を一年とし、保険期間の更新を自動更新とする等事務手続を簡素化して保険料も安くしたものである。

育英年金付学資保険は、従来の学資保険の保障内容に保険契約者が死亡した日から育英年金を支払う保障を加えたものである。

介護割増年金付終身年金保険は、被保険者が寝たきり等の要介護状態になった場合に、通常の終身年金に加え、生涯にわたり年金を割り増して支払うものである。

特別夫婦年金保険は、従来の夫婦年金保険が主たる被保険者が一定の年齢になった日から年金を支払うのに対し、主たる被保険者が一定の年齢になった日以降で夫婦のいずれかが死亡した日から年金を支払うことを仕組みの基本とすることで保険料を低く抑えたものである。

特定養老保険は、基本契約の効力発生日から一定の期間、病死の場合と事故死の場合とで死亡保険金の額を異なるものとし、糖尿病若しくは高血圧症にかかっており、又はがんにかかったことがあって症状等が一定の範囲にある者が被保険者として加入することができるものである。従来は被保険者たる者が疾患にかかっている場合は加入を断っていたが、糖尿病等の慢性疾患にかかり治療を受けているものの仕事や日常生活を支障なく送っている者が増加し、疾患と付き合いながらも自らは健康であるという意識を持つ「一病息災」といった健康概念が現れる中、慢性疾患にかかっている者を含め、広く国民、お客さまの自助努力を支援することとして創設した。

〔年金保険の最高制限額の引上げ、最低制限額の引上げ・引下げ〕

年金保険（旧郵便年金）の最高制限額については、一九八一（昭和五六）年九月の新郵便年金の創設の際に年額七二万円に引き上げたが、その後の社会経済情勢の推移を踏まえる等し、一九九一（平成三）年七月、これを九〇万円に引き上げた。

一方、年金保険の最低制限額（最低年金額）については、一〇月、これを年額一二万円から一八万円に引き上げた。しかしながら、財形終身年金保険（旧財形終身年金）については、その後の予定利率の引下げに合わせ、一九九九年四月までに一一万円まで引き下げた。

〔加入者等の健康の増進〕

簡易保険事業では、従来から、保険給付サービスに加えて、保養センター等の施設の設置、運営とともに、ラジオ体操の普及推進等の施策面の活動も行い、加入者のみならず国民の健康の保持増進に寄与してきた。一九九〇年代には、このような施策面の活動として、かんぽ健康増進支援事業、健康情報誌の配布等、ケア・タウン構想の推進、みんなの体操の普及推進を行った。

かんぽ健康増進支援事業は、従来の施設だけでは必ずしも十分に応えきれなかった加入者の幅広いニーズに施策面で応えていくことを目的に、加入者の健康の保持増進のための事業への助成金の支給を簡保事業団に行わせるのである。事業団の業務への追加は一九九三（平成五）年六月にし、助成申請は一〇月からされた。

健康情報誌の配布等については、一九九五年二月からのモデル局として指定した集配特定郵便局による高齢者特有の疾病と予防、健康増進等に関する情報が掲載された健康情報誌等の試行的配布、三月からの専門機関に委託しての「かんぽ健康電話相談サービス」等を行った。

ケア・タウン構想は、郵便局と市町村が連携し、介護知識、技能の普及促進等を図り、高齢者にやさしいまちづくりを推進するものである。一九九七年一〇月～一九九九年三月、一九九九年五月～二〇〇一年三月、二〇〇〇年五月～二

〇〇二年三月の三次にわたり、それぞれ地域を選定して、家庭での介護や介護ボランティア活動に必要な知識の習得の支援のための介護講習会等に係る費用の助成等の施策を行った。

みんなの体操は、ラジオ体操では体力的にきついで高齢者向けの新しい体操を作ってほしいとの要望が寄せられるようになったこと等から、NHKの協力を得て作ったラジオ体操第一、第二に次ぐ新しい体操である。名称は公募し、一九九九年一〇月に発表会と名称の考案者の表彰式を開催した。

「保険料の改定」

保険料については、バブル崩壊後の景気の悪化に対応するための金融緩和による運用利回りの低下に苦しんだ一般の生命保険会社各社は一九九三（平成五）年四月にほとんどの商品で値上げをしたが、簡易保険は、運用方針の違い等からバブル崩壊の影響は小さく、同時期の改定はしなかった。

しかしながら、その後も景気は依然として回復の兆しを見せず、市場金利の低迷も長期化して、簡易保険でも新規運用利回りの低下が顕著となり、将来的には運用利回りが予定利率を下回ることが予想された。このため、一九九四年四月、保険料計算の基礎を見直し、予定利率を三・七五％に引き下げた。予定死亡率は低下し、効率化の推進で予定事業費率は引き下げたが、これらの結果、保険料を平均一〇・三％値上げした。四六年振りの値上げであった。

その後も市場金利の低迷は更に長期化し、一九九五年一〇月には財投基準金利が過去最低（当時）の三・一五％となって予定利率を下回る等の状況となってきた。このため、一九九六年四月、保険料計算の基礎を見直し、予定利率を二・七五％に引き下げた。予定死亡率は据え置き、効率化の推進で予定事業費率は引き下げたが、これらの結果、保険料を平均五・八％値上げした。一時払の年金保険については、一九九八年九月に更に予定利率を一・七五％に引き下げ、保険料を値上げした。

景気の低迷と市場金利の低下傾向はその後も続き、一九九八年一〇月に財投基準金利が更に過去最低（当時）の一・一％となる等新規運用利回りが予定利率を下回る状態となっていた。このため、一九九九年四月、保険料計算の基礎を

見直し、予定利率を二％に引き下げた（一時払の年金保険については一・七五％に据え置いた）。予定死亡率は低下し、効率化の推進で予定事業費率は引き下げたが、これらの結果、保険料を平均三・三％値上げした。

「加入者福祉施設の展開」

加入者福祉施設については、一九八二（昭和五七）年度の予算で認められていた保養センター二か所を最後に会館と保養センターの新設はしていなかったが、依然としてその設置には強い要望があった。このため、高齢化社会に備えて、臨時行政調査会の答申等の趣旨に反しない老人福祉施設、健康の管理や増進の分野に重点を置いた施設について拡充、整備を図ることとした。

老人福祉施設については、健康管理室のほか、介護室、機能回復室、介護浴室等を設けた介護機能付き終身利用型簡易保険加入者ホーム「カーサ・デ・かんぽ浦安」を一九九一（平成三）年七月に開業した。

健康の管理や増進の分野に重点を置いた施設については、総合健診センターを一九九六年五月までに二か所増置した。また、屋内外スポーツ施設のほか、会議・研修室等を設けた総合レクセンターを一九九六年一月までに二か所開業した。

二〇〇〇年九月には、トレーニングジム等を設け、専門医によるメディカルチェックが受けられる簡易保険総合健康増進センター「ラフレさいたま」を開業した。



「カーサ・デ・かんぽ浦安」

第四節 その他の取組等

一 郵便局の土地の高度利用、人事制度等の取組等

〔郵便局の土地の高度利用〕

郵便局の土地の高度利用は、一九九〇（平成二）年頃はバブル景気で大都市を中心に地価が高騰しており、建物を高層化して土地を高度利用することに対する社会的要請が存在したため、取り組んだものである。方策としては、多くは市街地の中心にありながら局舎が比較的低層である大規模な集配郵便局の上部に事業所用ビルを合築して土地を高度利用するとともに、賃貸料で郵便事業の財政を強化することが考えられた。

制度については、簡保事業団が、国と一棟の建物を区分して所有するため、郵政大臣から郵便局の用に供する土地の貸付けを受け、事務所、会議場等の施設の用に供する建物を建設し、これらの施設を管理する業務を行い、積立金として整理した残余の利益を郵政事業特別会計に納付するものとして、一九九一年五月に創設した。しかしながら、バブル崩壊後景気の低迷が続いたため、この制度により郵便局の土地を高度利用したのは浅草郵便局と合築して一九九六年一〇月に開業した「かんぽ浅草ビル」の一件にとどまった。

〔人事制度等に関連する取組〕

一九九〇年代にした人事制度等に関連する取組の主なものは、郵便局の窓口の休業の拡大と郵政短時間職員の試行的任用である。

郵便局の窓口の休業については、普通郵便局と集配特定郵便局の郵便の窓口も、国の機関の完全土曜閉庁の実施等の労働時間の短縮の流れ等を勘案し、一九九三（平成五）年九月から、中央郵便局等の一部の郵便局を除き、土曜日は休



〔浅草郵便局・かんぽ浅草ビル〕

業することとした。また、十二月二十九日から三十一日までは土、日曜日でもなお業務を取り扱っていた為替貯金と簡易保険の窓口も、一九九三年から、十二月三十一日は曜日にかかわらず休業することとし、無集配郵便局は郵便の窓口も同日は休業することとした。

郵政短時間職員は、一日の中でも業務に波動がある郵便事業の労働力の安定的確保と効率的配置、また、高齢者や女性の就業機会の拡大を図るものとして構想した。一日の勤務時間が四時間で、一定の時間帯（例…配達区分作業をする早朝、差立て区分作業をする夕方）に長期、継続的に勤務する常勤職員に準じた職員である。試行的任用を一九九四年一〇月からし、一九九六年一〇月、これを全国に拡大した。

【その他の取組等】

ここまでで述べたもののほか、一九九〇年代の郵政事業関係の取組等として、一般会計への一兆円の繰入れと「西暦二〇〇〇年問題」対応に触れておく。

一般会計への一兆円の繰入れは、一九九八（平成一〇）年度から二〇〇二年度まで、政府による国鉄長期債務等の抜本的な処理の一環として、郵便貯金特別会計から各年度二〇〇〇億円を一般会計に繰り入れたものである。

西暦二〇〇〇年問題については、システムの更改に合わせた対応等をし、郵政事業では、二〇〇〇年一月一日にはこの問題に起因する大きな混乱等の深刻な事態は生じなかった。しかしながら、二月二十九日、郵便貯金のATMの一部が同年をうるう年と認識せず、一時停止する事態を生じさせてしまった。

二 阪神・淡路大震災

【被害状況】

一九九五（平成七）年一月十七日、阪神・淡路大震災が発生した。死者六四三四人、行方不明三人、負傷者四万三七九二人、その他住家、交通、ライフライン等に極めて深刻な被害をもたらした。

郵政事業については、人的被害は、職員の死者六人等であり、郵便局舎については、普通郵便局は、神戸港郵便局が使用不能となって取り壊し、神戸中央郵便局と長田郵便局が一部損傷し、特定郵便局は、一五局が全壊等で建替えが必要となり、一二局が大幅な修復を要する等の被害があった。

〔応急対策の実施〕

窓口業務ができない郵便局は、一月十七日は二五七局に上ったが、同月末には三五局とし、五月末までに全ての局で窓口業務を再開した。この間、窓口業務ができなくなった局では局前等に移動郵便車を置いた。

二月にかけては、一部の普通郵便局で土、日曜日にも臨時に窓口を開設した。

集配業務については、一月十七日は速達の配達ができない郵便局が八、通常郵便物の配達ができない郵便局が一九、郵便物の取集めができない郵便局が一六あったが、二〇日に全ての郵便局で速達の配達と郵便物の取集めを確保し、同月末には全ての郵便局で通常郵便物の配達も確保した。被災地域では、郵便物輸送車両は交通規制の対象外とされた。

神戸中央郵便局については、局舎の被害が地域区分事務はできないものであったため、同事務を一月十七日に新大阪郵便局と大阪小包郵便局に臨時移管した。

〔復旧・復興の支援〕

阪神・淡路大震災に当たっては、応急対策や一定規模以上の災害の場合はしている非常取扱いのほか、同大震災の被害が深刻であること、被災者救助の緊急性等に鑑み、特別な措置を講じた。



〔倒壊家屋の中、配達をする職員〕



〔外壁が大きく壊れた神戸中央郵便局〕

郵便関係では、まず、一九九五（平成七）年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金のうち二億円を残りの寄附金に先行して配分した。阪神・淡路大震災による被災者の救助を行う事業を行う団体のその事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とした寄附金付切手の発行もし、約九億四〇〇〇万円を配分した。また、料金後納の不納の延滞金を一定時期までの不納については免除する等の特例措置を講じた。

郵便貯金関係では、積立郵便貯金、定額郵便貯金又は定期郵便貯金を据置（預入）期間内に払い戻しても据置期間経過後の金利を適用する取扱い、ゆうゆうローンについて制限額三〇〇万円とは別に五〇〇万円、合計八〇〇万円まで貸付けを受けられる取扱いをした。

簡易保険関係では、通常は三か月の非常取扱いの保険料払込み猶予期間の一二か月までの延伸、普通貸付の利率の軽減等をした。

注

十一 一九七五年三月に取扱いを開始した国際ビジネス郵便のその後のサービス名で「EMS」は「Express Mail Service」の頭文字。現在のサービス名は、

「国際スピード郵便」